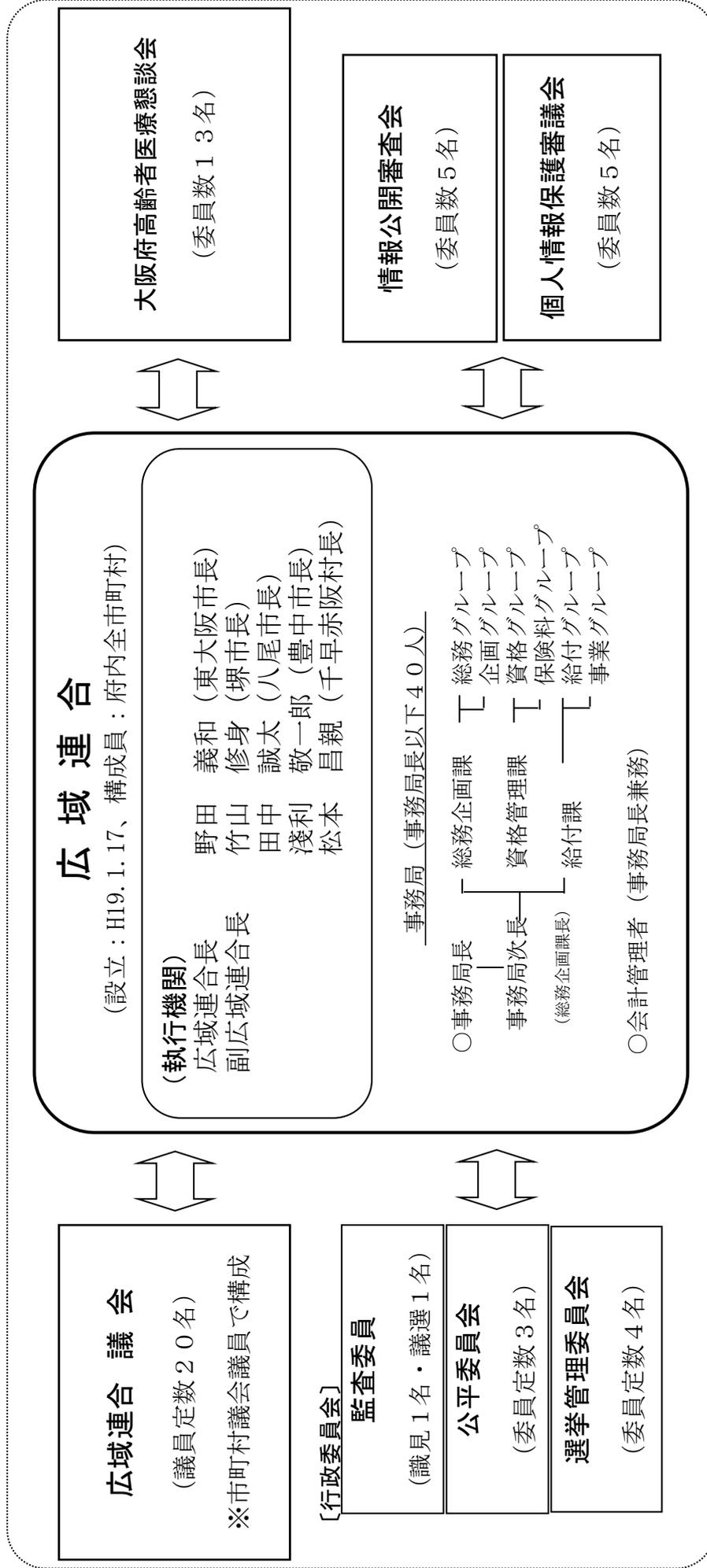
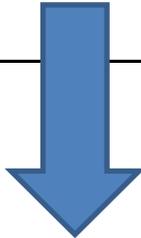


大阪府後期高齢者医療広域連合の組織概要



広域計画の改定について（案）

月	項目
	
10	○広域計画（素案）の作成
11	◎ <u>パブリックコメントの実施</u>
12	
1	○広域計画（改定案）の作成
2	◎ <u>広域連合議会において改定案の議決</u>
3	○公表・関係機関への周知

大阪府後期高齢者医療広域連合「第3次広域計画」 の作成にかかる皆さまからのご意見を募集します

意見募集（パブリックコメント）についてのお知らせ

平成28年11月

1 意見募集について

- ・大阪府後期高齢者医療広域連合では、広域連合及び関係市町村が後期高齢者医療制度に関する事務処理を、総合的かつ計画的に処理するため広域計画を作成しています。
- ・この度、平成29年度から5年間の第3次広域計画の作成に向けて、「大阪府後期高齢者医療広域連合第3次広域計画（素案）」を作成いたしましたので、これに対する皆さまのご意見を広く募集します。
- ・ご意見については内容を整理し、広域連合の考え方とともに公表する予定です。

2 意見募集項目

「大阪府後期高齢者医療広域連合第3次広域計画（素案）」

※上記の資料は、ホームページに掲載するほか、後期高齢者医療広域連合事務局および大阪府内市町村の担当窓口で閲覧できます。

3 応募対象者

- ①大阪府内に在住の方、または在勤・在学の方
- ②大阪府内に所在する団体

4 募集期間

平成28年11月28日（月）から12月27日（火）まで

5 提出方法

- ・**所定の様式（意見提出用紙）**により、郵送またはFAX、電子メール、持参の方法により提出してください。
- ・電話での受付は行いませんので、あらかじめご了承ください。

6 提出先

○郵 送 〒540-0028
大阪府中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル8階
大阪府後期高齢者医療広域連合事務局

○FAX 06-4790-2030

○電子メール kouchou@kouikirengo-osaka.jp

○持 参 ・募集期間中に、広域連合事務局に提出してください。
・受付時間は、平日午前9時から午後5時30分まで

7 記入要領

○氏名又は団体の代表者氏名、勤務先・学校又は団体の名称、住所又は勤務先・学校・団体の所在地、連絡先（電話番号等）を明記の上、ご意見を記入してください。

- ・意見はできる限り、具体的に記載してください。
- ・ご意見の趣旨を確認するため、連絡をさせていただく場合がありますので、ご協力ください。
- ・意見は日本語表記で提出してください。日本語以外の言語で提出される場合は、必ず日本語訳を添付してください。

8 意見の取扱い

- ・提出されたご意見については、広域連合の考え方とあわせて、内容を公表する予定です。
- ・類似する内容の意見については、まとめて取り扱わせていただく場合があります。
- ・単に、賛成、反対の結論のみを示したものや、内容が不明瞭なもの、募集内容以外のものについては、広域連合の考え方をお示しできない場合があります。

9 留意事項

- ・意見の内容以外の個人情報等は公表しません。
- ・個々のご意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ・提出されたご意見に、誹謗や中傷など、個人、団体等の利益を害するおそれのある内容が含まれる場合は、受付をいたしません。

10 お問い合わせ

大阪府後期高齢者医療広域連合事務局 総務企画課

電話 06-4790-2029 FAX 06-4790-2030

大阪府後期高齢者医療広域連合

第3次広域計画

(案)

平成29年1月

大阪府後期高齢者医療広域連合

I	広域計画の趣旨	1
II	後期高齢者医療制度の現状と課題	2
III	後期高齢者医療制度の実施に関連して 広域連合及び関係市町村が行う事務	
	1 基本方針	4
	2 事業計画	5
IV	計画期間及び改定	6

I 広域計画の趣旨

平成18年6月、健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、急速な少子高齢化に伴う超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の一環として、後期高齢者医療制度が創設され、平成20年4月からスタートしました。

後期高齢者医療制度では、都道府県ごとに、すべての市町村で組織する広域連合が制度を運営しています。広域計画は、地方自治法第291条の7の規定に基づき、広域連合及び関係市町村が後期高齢者医療制度に関する事務処理を、総合的かつ計画的に処理するために作成するものです。

大阪府においては、平成19年1月に大阪府後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)を設立し、平成19年度から平成23年度末までの大阪府後期高齢者医療広域連合広域計画(第1次広域計画)を作成しました。

その後、計画の一部改定を行い、平成24年度から平成28年度までの第2次広域計画を作成して、国及び大阪府の指導の下、関係市町村と連携協力し、円滑な事業運営を進めてまいりました。

この度、現在の広域計画の期間が、平成28年度で満了となることに伴い、引き続き、広域連合と関係市町村が連携協力して、安定的な事業運営を行っていくため、平成29年度から平成33年度までの5年間の、第3次広域計画を作成するものです。

第3次広域計画には、広域連合規約第5条の規定により、次の項目について記載します。

(1)後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること

(2)広域計画の期間及び改定に関すること

Ⅱ 後期高齢者医療制度の現状と課題

大阪府においては、平成27年10月1日現在、総人口は約883万9千人となっており、そのうち75歳以上の後期高齢者は、約103万人になっています。総人口に占める後期高齢者の割合は、11.8パーセントであり、全国平均の12.8パーセントと比較すると、1.0ポイント低くなっています。

しかしながら、平成22年10月1日時点と比較すると、後期高齢者が約84万3千人から、約22パーセント、18万7千人増加するとともに、総人口に占める後期高齢者の割合も、9.5パーセントから2.3ポイント上昇しています。

また、一人当たりの後期高齢者医療費は、平成20年度から平成24年度まで全国4位、平成25年度から平成26年度は、全国5位という高い水準が続いており、全国平均との格差が広がっている状況にあります。

一方、このようにより一層高齢化が進展する中で、国においては、社会保障制度改革国民会議における審議や、平成25年12月の「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」において、今後の高齢者医療制度のあり方について、現行制度を基本としながら、医療保険制度の財政基盤の安定化や保険給付の適正化等について必要な措置を講じ、その実施状況をふまえ、必要に応じ、見直しに向けた検討を行うとの方針が示されました。

広域連合としましては、今後とも、国の動向を注視するとともに、大阪府は医療費が高い水準にあり、引き続き75歳になる高齢者が大幅に増える状況にあることから、被保険者が安心して医療が受けられ、地域で健康的な生活が送れるよう、制度の運営主体としてその役割を果たしていく必要があります。

(参考) 大阪府の状況

区 分	平成20年度	平成22年度	平成27年度
総人口 (A)	8,806千人	8,865千人	8,839千人
65歳以上人口 (B)	1,868千人	1,985千人	2,278千人
75歳以上人口 (C)	767千人	843千人	1,030千人
高齢化率 (B/A)	21.2%	22.4%	26.1%
75歳以上比率 (C/A)	8.7%	9.5%	11.8%
一人当たり後期高齢者医療費	1,011千円	1,059千円	1,086千円

※平成20年度及び22年度は、総務省の都道府県年齢別人口(10月1日現在)による。

※平成27年度は、総務省統計局「平成27年度国勢調査結果」による。(年齢別割合は、年齢不詳を除いて算出。)

※一人当たり後期高齢者医療費は、平成20年度及び22年度は厚生労働省の後期高齢者医療事業年報、平成27年度は広域連合集計による。

Ⅲ 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務

1 基本方針

後期高齢者医療制度は、後期高齢者が安心して医療を受けることができるように、制度を安定的かつ円滑に運営するため、次の基本方針を定めます。

○関係市町村との連携の強化

後期高齢者医療制度は、広域連合がその運営主体となりますが、窓口業務など一部の事務は関係市町村が実施します。関係市町村とより緊密な連携を図り、一層円滑な事業運営に努めます。

○医療費の適正化の推進

医療費の増大が続く中、適切な医療の効率的な提供を図るには、医療費の適正化が最重要課題であり、適正化に向けた取組みを積極的に推進します。

○財政運営の安定化

広域連合は、効率的で安定した財政運営を図るため、予算編成等においては、事務事業の見直しを徹底し、最小限の経費で最大限の効果が上がるよう取り組みます。

○住民意見の反映と住民サービスの確保

被保険者をはじめ広く住民の意見を聴取し、制度運営に反映するよう努めるとともに、関係市町村との連携を図り、住民サービスの確保を図ります。

○個人情報情報の適正管理

後期高齢者医療制度の運営に当たっては、広域連合と関係市町村の間で、住民基本台帳情報、課税情報及び医療情報のやりとりを行うことが不可欠となります。個人情報情報の取扱いに関しては、個人情報に関する保護規定やセキュリティポリシーに則り、広域連合と関係市町村において、厳格に管理します。

2 事業計画

(1) 被保険者の資格管理に関すること

関係市町村は、被保険者の資格の取得、喪失など異動の届出等の受付事務を行い、広域連合に送付します。

広域連合は、提供された情報をもとに、被保険者台帳により被保険者資格を管理するとともに、被保険者証その他の必要な証明書を被保険者に対して交付します。

短期有効期限被保険者証等の交付については、被保険者間の保険料負担の公平性、制度に対する信頼性を確保する観点から、適切に運用します。なお、一部負担金の負担割合の変更や広域外転出者等に係る旧被保険者証の回収については、引き続き回収に努めます。

(2) 医療給付に関すること

関係市町村は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第56条に規定する後期高齢者医療給付に関して、療養費、高額療養費等の支給申請等の受付事務を行い、申請等に関する情報を広域連合に送付します。

広域連合は、申請に対する支給決定等を行うとともに、給付情報を一元的に管理します。

また、後期高齢者医療給付の審査・支払及びレセプトの点検・保管、医療費通知の実施、重複・頻回受診訪問指導の実施、ジェネリック医薬品の普及促進、第三者行為求償、不正・不当利得への対応は、広域連合の責任において行います。

(3) 保険料の賦課徴収に関すること

関係市町村が保有する被保険者に係る課税情報をもとに、広域連合が保険料を賦課（軽減判定及び減免決定も含む。）します。なお、保険料率は、広域連合の区域内均一とし、概ね2年間を通じ、財政の均衡を保つことができるものとし、ます。

関係市町村は、保険料徴収及び保険料に関する申請の受付等の事務並びに滞納整理を行います。

保険料の収納確保は、負担の公平性の観点及び適正な制度運営の根幹にかかわる重要課題です。関係市町村は、収納率の向上に努めるとともに、広域連合は、収納対策実施計画の策定や収納担当者会議の開催のほか、大阪府とともに、必要に応じて関係市町村の取組みを支援し、保険料の収納確保に努めます。

(4) 保健事業に関すること

広域連合は、厚生労働大臣の示す指針を踏まえ、関係市町村や医療機関等と連携し、被保険者の健康の保持増進に必要な事業を行うよう努めます。

また、保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づき、後期高齢者医療の状況を把握し、健康診査の結果やレセプト等から得られる情報等を活用して、効果的かつ効率的な保健事業の実施を図ります。

(5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

関係市町村は、(1) から (4) に付随する窓口事務等を行います。

後期高齢者医療制度に関する住民からの相談や苦情への対応については、広域連合と関係市町村が緊密に連携して対応します。

また、住民に対する制度内容の周知・啓発については、各種広報媒体やホームページ、パンフレット等を活用し、広域連合と関係市町村が連携協力して行います。

※「保健事業実施計画（データヘルス計画）」

各種保健医療関連統計資料、健康診査の結果やレセプト等から得られる情報、その他の健康や医療に関する情報を活用して、効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るために策定した保健事業実施計画。

IV 計画期間及び改定

第3次広域計画の期間は、平成29年度からの5年間とし、その後、5年を単位に改定します。

ただし、広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行うこととします。

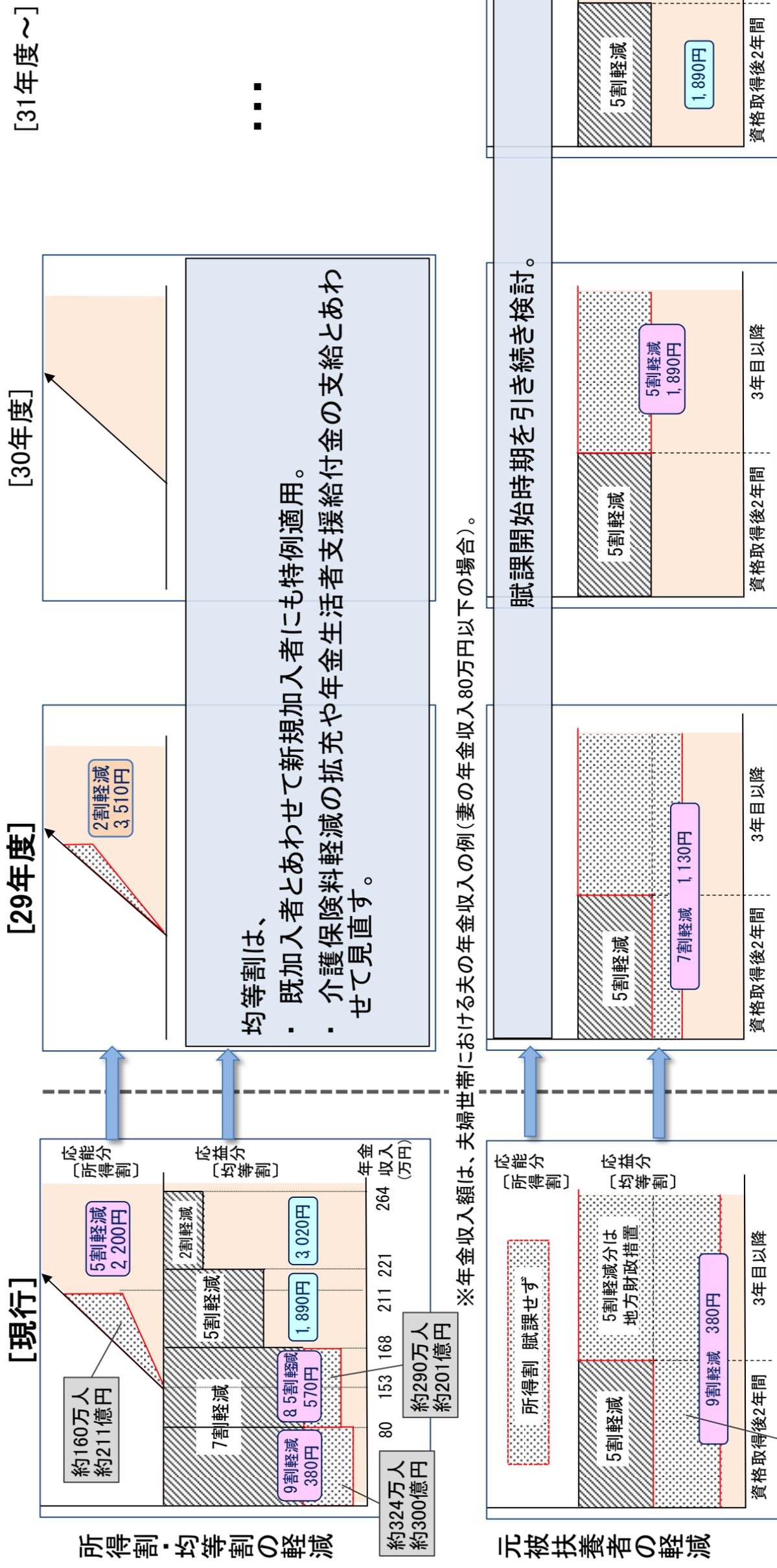
後期高齢者の保険料軽減特例の見直しについて

制度概要

- 後期高齢者医療制度では、世帯の所得に応じた保険料軽減が設けられている(青色部分)。
- 制度施行に当たり、激変緩和の観点から、平成20年度以降毎年度、予算による特例措置を実施している(赤色部分)。
- 軽減特例の対象者は916万人、当該軽減に要する費用は、国費が945億円、地財措置が159億円。(平成28年度予算)

見直し内容

- 所得割は、平成29年度に2割軽減、平成30年度に本則(軽減なし)とする。
- 均等割は、低所得者に配慮して今般は据え置きとし、介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて見直す。
- 元被扶養者の所得割は、当面は賦課せず、賦課開始時期を引き続き検討。
- 元被扶養者の均等割は、平成29年度に7割軽減、平成30年度に5割軽減、平成31年度に本則(軽減なし)とする。



※ 保険料額は、平成28・29年度全国平均保険料率により算出。
 ※ 金額及び対象者数は平成28年度予算ベース。
 ※ 応能分(所得割)は、個人で判定、個人で賦課。応益分(均等割)は、世帯で判定、個人で賦課。

低所得者への保険料の軽減判定範囲の拡充に係る参考資料

低所得者に対する保険料の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえ所要の見直しを行う。

《改正の内容》（世帯の所得で判定）※【 】内は夫婦世帯、妻の年金収入80万円以下の夫の例

① 5割軽減の見直し … 軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

(現行) 基準額 33万円 + 26.5万円 × 被保険者数 【年金収入 221万円以下】

↓

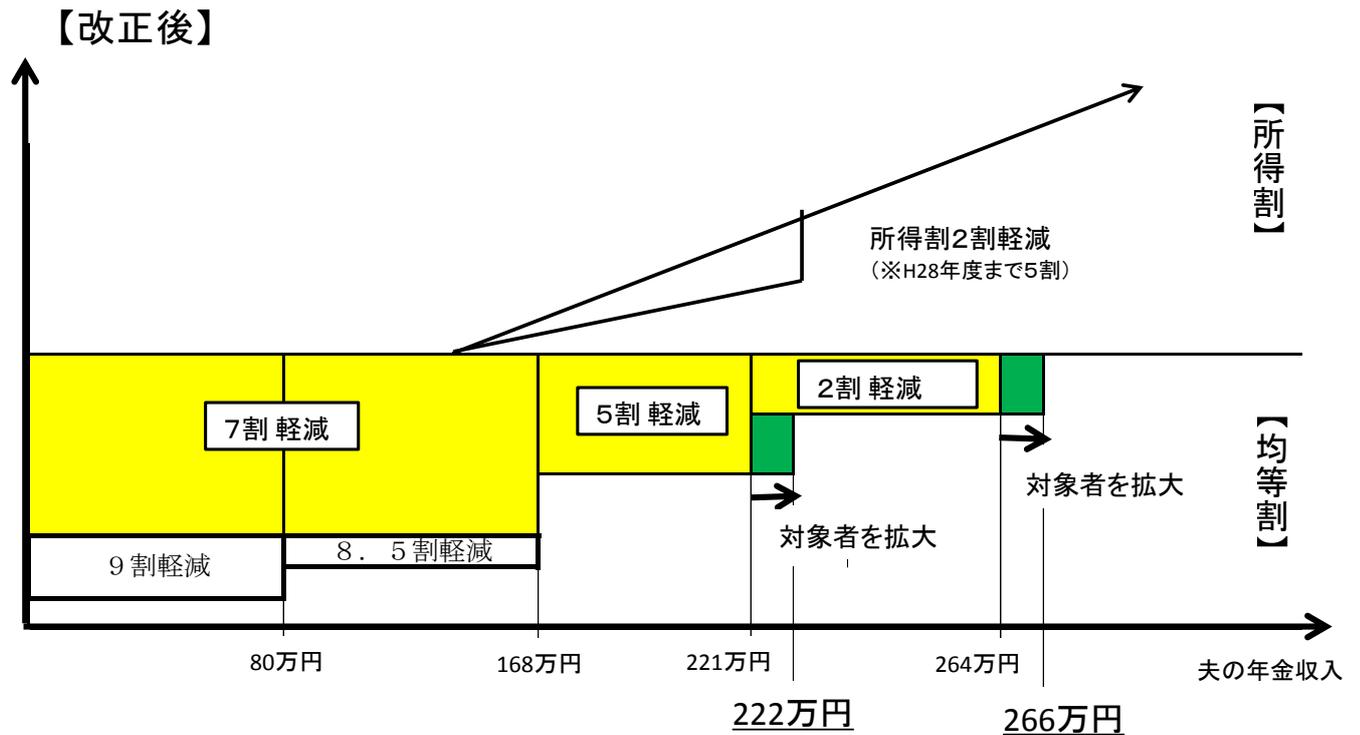
(改正後) 基準額 33万円 + 27万円 × 被保険者数 【年金収入 222万円以下】

② 2割軽減の見直し … 軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

(現行) 基準額 33万円 + 48万円 × 被保険者数 【年金収入 264万円以下】

↓

(改正後) 基準額 33万円 + 49万円 × 被保険者数 【年金収入 266万円以下】



高額療養費制度の見直しについて

制度概要

- 高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、医療機関の窓口において医療費の自己負担を支払っていただいた後、月ごとの自己負担限度額を超える部分について、事後的に保険者から償還払い(※)される制度。
- (※)入院の場合や同一医療機関での外来の場合、医療機関の窓口での支払を自己負担限度額までにとどめる現物給付化の仕組みが導入されている。
- 自己負担限度額は、被保険者の所得に応じて設定される。

見直し内容

- 第1段階目(29年8月～30年7月)では、現行の枠組みを維持したまま、限度額を引き上げ、一般区分の限度額(世帯)については、多数回該当を設定。
- 第2段階目(30年8月～)では、現役並み所得区分については細分化した上で限度額を引き上げ、一般区分については外来上限額を引き上げ。
- 一般区分については、1年間(8月～翌7月)の外来の自己負担額の合計額に、年間14.4万円の上限を設ける。

○現行(70歳以上)

区分	外来 (個人)	限度額 (世帯※1)
現役並み (年収370万円以上) 健保 標報28万円以上 国保・後期 課税所得145万円以上	44,400円	80,100円 + 1% < 44,400円 >
一般 (年収156万～370万円) 健保 標報26万円以下 国保・後期 課税所得145万円未満 ※2	12,000円	44,400円
住民税非課税	8,000円	24,600円
住民税非課税 (所得が一定以下)		15,000円

○1段階目(29年8月～30年7月)

区分	外来 (個人)	限度額 (世帯※1)
現役並み	57,600円	80,100円 + 1% < 44,400円 >
一般	14,000円 (年間14.4 万円上限)	57,600円 < 44,400円 >
住民税非課税	8,000円	24,600円
住民税非課税 (所得が一定以下)		15,000円

○2段階目(30年8月～)

区分(年収)	外来 (個人)	限度額 (世帯※1)
年収約1160万～ 標報83万円以上 課税所得690万以上	252,600円 + 1% < 140,100円 >	
年収770万～1160万 標報53～79万円 課税所得380万円以上	167,400円 + 1% < 93,000円 >	
年収370万～770万 標報28～50万円 課税所得145万円以上	80,100円 + 1% < 44,400円 >	
一般 (年収156万～370万円)	18,000円 (年間14.4 万円上限)	57,600円 < 44,400円 >
住民税非課税	8,000円	24,600円
住民税非課税 (所得が一定以下)		15,000円

制度施行状況(資格管理課)

資料4-1

○ 被保険者数の推移について 全被保険者数

	被保険者数	対前年増減数	平成20年4月との比較	(再掲)現役並み所得者	構成比
平成20年4月末	723,702 人			72,092 人	9.96 %
平成24年4月末	864,632 人	36,161 人	119.47 %	69,506 人	8.04 %
平成25年4月末	902,809 人	38,177 人	124.75 %	70,304 人	7.79 %
平成26年4月末	928,851 人	26,042 人	128.35 %	70,109 人	7.55 %
平成27年4月末	963,852 人	35,001 人	133.18 %	72,850 人	7.56 %
平成28年4月末	1,009,525 人	45,673 人	139.49 %	74,169 人	7.35 %
12月末	1,041,857 人		143.96 %	75,620 人	7.26 %

(内訳)

	75歳以上被保険者数		65歳以上75歳未満被保険者数	
	被保険者数	対前年増減数	被保険者数	対前年増減数
平成20年4月末	695,662 人		28,040 人	
平成24年4月末	844,149 人	37,917 人	20,483 人	-1,755 人
平成25年4月末	883,664 人	39,515 人	19,145 人	-1,338 人
平成26年4月末	910,499 人	26,835 人	18,352 人	-793 人
平成27年4月末	946,561 人	36,062 人	17,291 人	-1,061 人
平成28年4月末	993,569 人	47,008 人	15,956 人	-1,335 人
12月末	1,026,601 人		15,256 人	

○ 保険料収納率の推移について

年度	保険料収納率	増減数(対前年度)	(参考) 普通徴収収納率
平成20年度	98.40%		96.26%
平成21年度	98.56%	0.16%	96.87%
平成22年度	98.78%	0.22%	97.24%
平成23年度	98.93%	0.15%	97.58%
平成24年度	98.93%	0.00%	97.70%
平成25年度	99.01%	0.08%	97.90%
平成26年度	99.04%	0.03%	98.02%
平成27年度	99.09%	0.05%	98.18%

(調定額と収納額)

年度	調定額	収納額
平成20年度	58,739,480,623 円	57,799,571,781 円
平成21年度	60,171,938,720 円	59,304,409,186 円
平成22年度	64,561,650,168 円	63,776,952,143 円
平成23年度	66,819,810,683 円	66,104,658,476 円
平成24年度	74,371,811,609 円	73,572,718,301 円
平成25年度	76,282,862,143 円	75,525,747,541 円
平成26年度	78,971,004,070 円	78,215,351,289 円
平成27年度	80,135,160,817 円	79,409,296,749 円

○保険料収納方法別収納状況及び構成割合

年 度		平成27年度	
普通徴収分	調 定 額	39,866,714,409 円	構成割合 : 49.75%
	収 入 額	39,140,850,341 円	構成割合 : 49.29%
	収 納 率	99.18 %	
特別徴収分	調 定 額	40,268,446,408 円	構成割合 : 50.25%
	収 入 額	40,268,446,408 円	構成割合 : 50.71%
	収 納 率	100.00 %	
合 計	調 定 額	80,135,160,817 円	
	収 入 額	79,409,296,749 円	
	収 納 率	99.09 %	

※構成割合は、それぞれの項目を保険料合計で除した割合。

【保険料収納方法別被保険者割合】

	被保険者割合
普通徴収	26.3%
特別徴収	73.7%

※平成28年10月末の被保険者数と同月の特別徴収件数を用いて算出。

○均等割額保険料の軽減措置等

	適用人員	被保険者に占める割合
均等割額の9割軽減	231,764人	22.5 %
均等割額の8.5割軽減	181,065人	17.57 %
均等割額の5割軽減	80,632人	7.83 %
均等割額の2割軽減	88,990人	8.64 %
被扶養者であった方の軽減	76,446人	7.42 %
合 計	658,897人	63.96 %

※平成28年度の保険料年次賦課時の人員で作成。

※上記の他、所得割軽減(5割軽減)が100,281人(9.73%)あり。

○ 市町村別短期証交付件数の推移について

項番	市町村名	短期証交付者数 (H24.8.1現在) (人)	短期証交付者数 (H25.8.1現在) (人)	短期証交付者数 (H26.8.1現在) (人)	短期証交付者数 (H27.8.3現在) (人)	短期証交付者数 (H28.8.1現在) (人)	短期証交付者数 (H29.1.4現在) (人)	(参考)被保険者数 (H28.12月末現在) (人)
1	大阪市	2,056	2,174	2,128	2,034	1,942	1,537	304,569
2	堺市	278	325	301	308	314	239	101,605
3	岸和田市	109	115	89	74	80	59	23,933
4	豊中市	235	261	232	234	214	161	47,330
5	池田市	34	47	35	52	34	22	13,158
6	吹田市	133	183	168	175	154	123	39,467
7	泉大津市	31	35	40	40	43	25	8,311
8	高槻市	122	154	111	123	165	125	46,307
9	貝塚市	34	25	28	35	23	14	10,508
10	守口市	104	111	40	156	123	104	18,683
11	枚方市	171	142	129	88	90	68	46,766
12	茨木市	65	55	59	71	59	37	28,765
13	八尾市	129	157	157	116	72	54	33,419
14	泉佐野市	19	44	34	26	34	29	12,054
15	富田林市	25	33	37	35	24	21	14,830
16	寝屋川市	149	150	163	156	161	104	28,660
17	河内長野市	24	22	29	38	29	25	15,677
18	松原市	20	25	25	20	8	3	15,986
19	大東市	124	105	106	126	113	52	14,011
20	和泉市	27	21	32	30	37	30	18,281
21	箕面市	65	44	46	83	81	68	15,135
22	柏原市	43	37	28	27	25	24	8,770
23	羽曳野市	31	29	19	21	16	14	14,867
24	門真市	34	38	57	39	58	38	15,000
25	摂津市	28	27	33	31	35	22	8,942
26	高石市	18	13	28	19	12	11	7,360
27	藤井寺市	33	38	39	32	35	20	8,281
28	東大阪市	362	457	436	325	411	239	59,182
29	泉南市	35	32	33	39	29	17	7,557
30	四條畷市	1	0	0	0	2	0	6,138
31	交野市	15	27	20	9	10	6	9,377
32	大阪狭山市	33	37	19	20	23	16	6,935
33	阪南市	10	8	17	20	20	15	7,315
34	島本町	6	11	6	5	5	5	3,545
35	豊能町	7	5	2	3	3	3	3,471
36	能勢町	3	6	5	2	2	1	1,789
37	忠岡町	13	13	12	11	10	7	2,308
38	熊取町	5	2	2	1	2	1	4,695
39	田尻町	2	0	1	0	0	0	982
40	岬町	3	3	5	2	3	2	2,883
41	太子町	5	3	4	7	5	4	1,622
42	河南町	2	1	0	1	2	2	2,335
43	千早赤阪村	0	0	0	0	0	0	1,048
合計		4,643	5,015	4,755	4,634	4,508	3,347	1,041,857

制度施行状況(給付課)

年度別給付費比較

	平成25年度決算		平成26年度決算		平成27年度決算					
	給付額(千円)	1人当たり(円)	給付額(千円)	1人当たり(円)	給付額(千円)	1人当たり(円)				
現物給付	医科	416,175,648	457,457	100.08%	431,229,878	459,404	100.43%	450,088,954	460,413	100.22%
	入院外	268,388,297	295,010	100.40%	272,968,642	290,803	98.57%	286,940,964	293,523	100.94%
	歯科	593,674	653	104.98%	559,150	596	91.27%	543,528	556	93.29%
	入院外	38,360,447	42,165	101.94%	39,708,888	42,303	100.33%	41,865,497	42,826	101.24%
調剤	124,025,927	136,328	105.09%	130,007,130	138,501	101.59%	144,246,819	147,556	106.54%	
食事生活	医科	17,483,906	19,218	97.75%	17,654,247	18,808	97.87%	17,960,110	18,372	97.68%
	歯科	16,739	18	100.00%	15,810	17	94.44%	14,490	15	88.24%
訪問看護	3,943,525	4,335	113.69%	4,605,232	4,906	113.17%	5,616,078	5,745	117.10%	
療養費	855,776	941	97.61%	901,779	961	102.13%	940,499	962	100.10%	
柔道整復	13,856,475	15,231	90.64%	13,625,274	14,515	95.30%	13,407,079	13,715	94.49%	
あん摩・マッサージ	3,432,378	3,773	96.35%	3,464,969	3,691	97.83%	3,618,823	3,702	100.30%	
はり・きゅう	5,007,568	5,504	101.07%	5,289,435	5,635	102.38%	5,671,553	5,802	102.96%	
高額療養費	9,916,029	10,900	97.53%	10,118,459	10,780	98.90%	10,684,697	10,930	101.39%	
高額介護合算療養費	1,120,269	1,231	194.78%	840,031	895	72.71%	862,184	882	98.55%	
合計	903,176,664	992,764	100.78%	930,988,924	991,815	99.90%	982,461,275	1,004,997	101.33%	
被保険者数		909,760		938,672		977,576				

注) : 給付費は3月診療から翌年2月診療の合計

被保険者数は、3月から翌年2月の平均

平成28年度健康診査受診状況（H28.12月末現在）

（単位：人）

No.	市町村名	被保険者数	対象外者数	対象者数	個別健診	集団健診	人間ドック	合計	受診率	◎参考 平成27年12月末 受診率
1	大阪市	297,160	7,508	289,652	20,379	1,174	755	22,308	7.70%	7.86%
2	堺市	97,636	2,405	95,231	9,089	0	785	9,874	10.37%	10.38%
3	岸和田市	23,189	593	22,596	2,113	0	114	2,227	9.86%	9.57%
4	豊中市	45,859	1,000	44,859	5,046	250	345	5,641	12.57%	12.51%
5	池田市	12,696	303	12,393	2,223	0	39	2,262	18.25%	18.52%
6	吹田市	38,091	914	37,177	7,832	0	119	7,951	21.39%	21.30%
7	泉大津市	7,992	249	7,743	1,159	0	43	1,202	15.52%	16.24%
8	高槻市	44,407	927	43,480	7,629	0	305	7,934	18.25%	17.90%
9	貝塚市	10,165	340	9,825	1,078	0	20	1,098	11.18%	10.63%
10	守口市	17,927	286	17,641	631	1,237	32	1,900	10.77%	3.57%
11	枚方市	44,478	823	43,655	4,186	0	274	4,460	10.22%	10.43%
12	茨木市	27,508	637	26,871	3,300	200	66	3,566	13.27%	13.92%
13	八尾市	32,207	697	31,510	3,853	0	213	4,066	12.90%	11.89%
14	泉佐野市	11,751	340	11,411	1,015	0	39	1,054	9.24%	8.86%
15	富田林市	14,312	456	13,856	2,021	0	192	2,213	15.97%	17.30%
16	寝屋川市	27,355	394	26,961	3,956	0	115	4,071	15.10%	15.64%
17	河内長野市	15,127	420	14,707	2,038	0	76	2,114	14.37%	14.13%
18	松原市	15,315	261	15,054	1,232	0	67	1,299	8.63%	8.20%
19	大東市	13,411	195	13,216	1,528	0	59	1,587	12.01%	11.52%
20	和泉市	17,671	447	17,224	3,103	0	181	3,284	19.07%	18.73%
21	箕面市	14,489	386	14,103	1,687	0	279	1,966	13.94%	15.73%
22	柏原市	8,429	193	8,236	950	0	121	1,071	13.00%	12.80%
23	羽曳野市	14,343	532	13,811	2,098	0	138	2,236	16.19%	15.96%
24	門真市	14,238	218	14,020	2,227	0	27	2,254	16.08%	16.11%
25	摂津市	8,496	239	8,257	493	487	12	992	12.01%	11.69%
26	高石市	7,138	178	6,960	695	55	38	788	11.32%	10.83%
27	藤井寺市	8,022	164	7,858	1,450	0	36	1,486	18.91%	18.95%
28	東大阪市	57,011	927	56,084	5,744	0	158	5,902	10.52%	10.57%
29	泉南市	7,335	260	7,075	559	0	133	692	9.78%	9.74%
30	四條畷市	5,866	156	5,710	501	0	26	527	9.23%	9.19%
31	交野市	8,895	132	8,763	674	0	87	761	8.68%	8.06%
32	大阪狭山市	6,663	164	6,499	978	0	40	1,018	15.66%	14.62%
33	阪南市	6,933	214	6,719	518	0	39	557	8.29%	8.27%
34	島本町	3,382	49	3,333	386	0	10	396	11.88%	9.46%
35	豊能町	3,297	119	3,178	830	0	41	871	27.41%	28.76%
36	能勢町	1,778	57	1,721	116	152	8	276	16.04%	16.62%
37	忠岡町	2,302	68	2,234	209	0	1	210	9.40%	8.22%
38	熊取町	4,446	178	4,268	252	0	71	323	7.57%	6.85%
39	田尻町	952	60	892	139	0	1	140	15.70%	11.83%
40	岬町	2,785	77	2,708	143	39	14	196	7.24%	5.98%
41	太子町	1,581	17	1,564	250	0	20	270	17.26%	16.19%
42	河南町	2,276	75	2,201	181	0	25	206	9.36%	24.34%
43	千早赤阪村	1,007	24	983	146	0	8	154	15.67%	13.19%
合計		1,005,921	23,682	982,239	104,637	3,594	5,172	113,403	11.55%	11.44%

※対象者数は、平成28年3月31日現在の被保険者数から健診対象外者数を除いた数

※12月末時点支払いベース